

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十一号

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同じ。」の下に「又は規則で定める県外の大学（以下「県外大学」という。）」（以下これを「対象大学」という。）を加える。

第三条第一項中「もの」の下に「（県外大学に在学している者にあつては、第三号に掲げるものに限る。）」を加え、同条第三項中「大学」を「対象大学」に改める。

第六条第一項第一号中「第二条第一号に規定する大学」を「対象大学」に改め、「公的医療機関等」の下に「（県外大学を卒業した者にあつては、規則で定める県外の医療機関を含む。）」を加える。

第七条第一項第二号中「第二条第一号に規定する大学」を「対象大学」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県医師修学資金等貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第二条第一号に規定する対象大学に入学する者について適用する。